



令和元年7月31日

平成30年度社会教育調査中間報告について

文部科学省では、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的として、社会教育調査を概ね3年ごとに実施しています。
このたび、平成30年度調査の一部を取りまとめましたので、中間報告として公表します。（確定値の公表は、令和2年3月を予定）

1. 調査内容

- 1) 調査対象：都道府県・市町村，公民館，図書館，博物館，青少年教育施設，女性教育施設，社会体育施設，民間体育施設，劇場・音楽堂等，生涯学習センター
- 2) 調査項目：都道府県・市町村の社会教育関係事業の実施状況及び社会教育関係施設の状況（職員数，施設・設備状況，事業実施状況，利用状況等）
- 3) 調査期日：施設数や職員数などの現状の把握は，平成30年10月1日現在
入場者数や図書貸出数などの活動状況の把握は，平成29年度間

2. 調査結果の主な概要

(1) 施設の状況

社会教育施設数は減少傾向にある中，前回（平成27年度）調査から図書館，博物館，生涯学習センターは増加し，過去最多。
公民館の耐震化率は78.1%，避難所としての指定率は65.8%と前回より上昇。

(2) 施設の運営状況

公立の社会教育施設のうち，指定管理者を導入する施設は全体の約3割で，すべての施設で前回調査から増加。
図書館司書や博物館学芸員の総数は増加する一方，公民館主事（指導系職員）は減少。）
社会教育施設の1施設当たり利用者数は，博物館，青少年教育施設で増加傾向。
図書館における国民1人あたりの貸出冊数，貸出回数は横ばい。

< 担当 > 総合教育政策局調査企画課
課長 岸本 哲哉（内線3416）
分析調査官 牧野 浩司（内線2016）
専門調査係長 有井 美和（内線3240）
電話：03-5253-4111（代表）

平成30年度社会教育調査 中間報告 調査結果のポイント

(1) 施設の状況

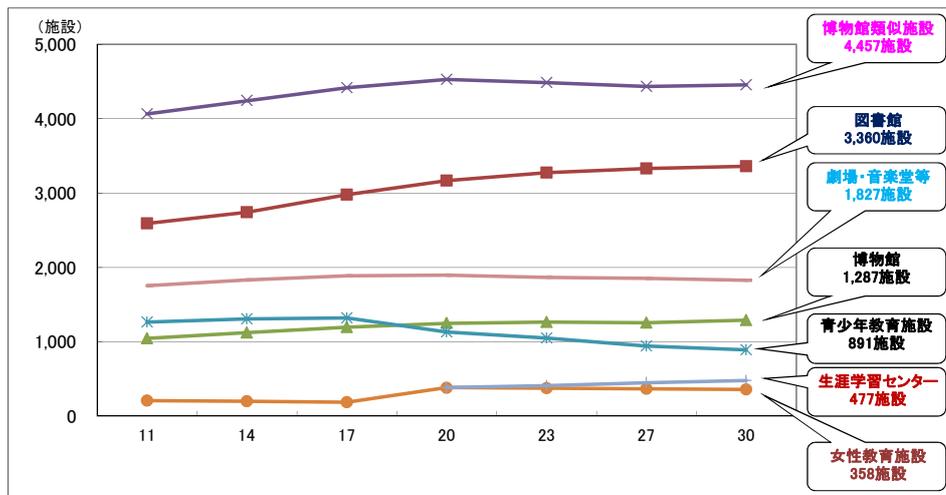
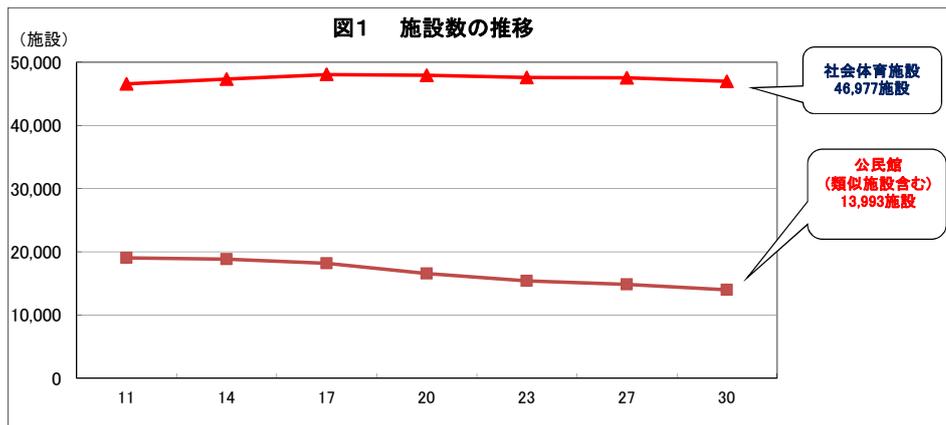
1 施設数の推移

社会教育施設数は減少傾向にある中、図書館、博物館、生涯学習センターは増加しており過去最多。

表1 施設数の推移

		(施設)								
区分		公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性 教育施設	社会 体育施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
平成	11年度	19,063	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554	1,751	...
	14	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321	1,832	...
	17	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	48,055	1,885	...
	20	16,566	3,165	1,248	4,527	1,129	380	47,925	1,893	384
	23	15,399	3,274	1,262	4,485	1,048	375	47,571	1,866	409
	27	14,841	3,331	1,256	4,434	941	367	47,536	1,851	449
	30	13,993	3,360	1,287	4,457	891	358	46,977	1,827	477
平成27度からの 増減数		△ 848	29	31	23	△ 50	△ 9	△ 559	△ 24	28
平成27年度からの 増減率(%)		△ 5.7	0.9	2.5	0.5	△ 5.3	△ 2.5	△ 1.2	△ 1.3	6.2

- (注) 1. 平成20年度より都道府県・市町村首長部局所管の図書館同種施設、独立行政法人及び都道府県・市町村首長部局所管の青少年教育施設及び女性教育施設を調査対象に追加している。(以下の表において同じ。)
2. 平成23年度以前の「劇場・音楽堂等」は、「文化会館」として調査している。(以下の表において同じ。)



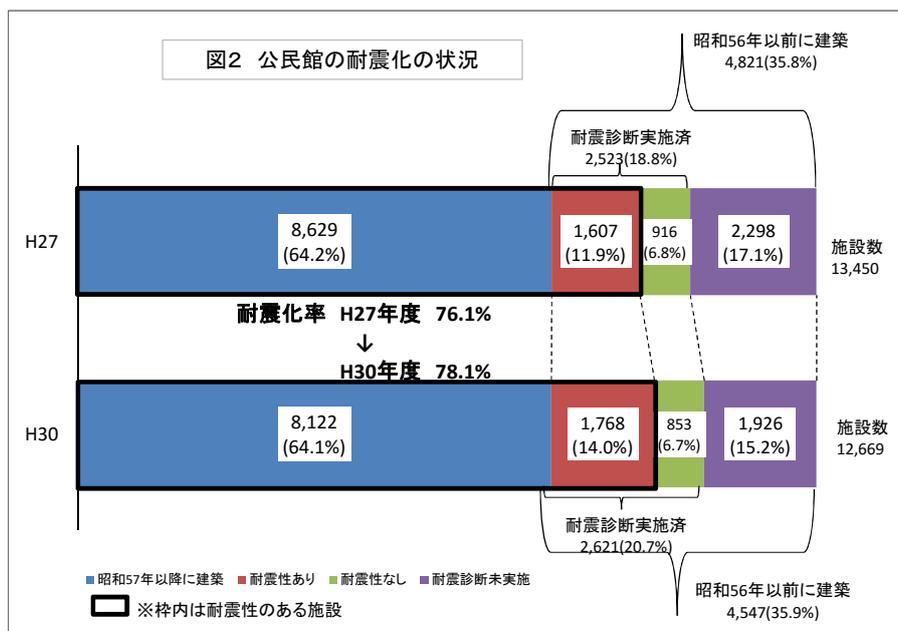
2 公民館の耐震化等の状況

公民館の耐震化率は78.1%、避難所指定率は65.8%となっている。
 なお、昭和56年以前に建築された公民館の耐震診断の実施率は57.6%にとどまっている。

表2 公民館の耐震化等の状況

区分	施設数 A	昭和57年 以降に 建築	昭和56年 以前に 建築	施設数に 占める 割合(%) D=C/A	耐震診断 実施済 E	耐震診断 実施率(%) F=E/C	耐震性 あり G	耐震性が ある施設 H=B+G	耐震化率 (%) I=H/A	地方公共 団体による 避難所 として指定 J	避難所 指定率 (%) K=J/A	
		B	C									
計	12,669	8,122	4,547	35.9	2,621	57.6	1,768	9,890	78.1 (76.1%)	8,338	65.8 (60.1%)	
設置者	市(区)	8,927	5,707	3,220	36.1	1,951	60.6	1,337	7,044	78.9	5,955	66.7
	町	3,179	2,016	1,163	36.6	582	50.0	392	2,408	75.7	2,088	65.7
	村	559	397	162	29.0	86	53.1	37	434	77.6	294	52.6
	組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一般社団法人・ 一般財団法人・ 公益社団法人・ 公益財団法人	4	2	2	50.0	2	100.0	2	4	100.0	1	25.0

- (注) 1. 施設数は、公民館類似施設及び建物を有しない施設を除いている。
 2. 昭和57年以降の耐震基準により建てられた施設については、耐震性があるものと推定。
 3. 耐震化率及び避難所指定率の（ ）内は平成27年度調査の数値である。



(注) () 内は施設数に対する割合である。

(2) 施設の運営状況

1 指定管理者別の施設数

全ての施設種で指定管理者制度の導入は増加しており、公立の社会教育施設に占める割合は全体の約3割となっている。

表3 種類別指定管理者別施設数

区 分	(施設)									
	計	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学 習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	51,699 (53,016)	13,989 (14,837)	3,338 (3,308)	786 (765)	3,546 (3,528)	863 (913)	271 (276)	26,704 (27,197)	1,725 (1,743)	477 (449)
うち指定管理者導入施設数	15,818 (15,297)	1,379 (1,303)	631 (516)	204 (183)	1,105 (1,096)	367 (374)	97 (94)	10,865 (10,604)	1,015 (1,006)	155 (121)
公立の施設数に占める割合	30.6% (28.9%)	9.9% (8.8%)	18.9% (15.6%)	26.0% (23.9%)	31.2% (31.1%)	42.5% (41.0%)	35.8% (34.1%)	40.7% (39.0%)	58.8% (57.7%)	32.5% (26.9%)
地方公共団体	109 (115)	3 (0)	1 (0)	- (0)	15 (16)	5 (7)	- (0)	81 (85)	3 (7)	1 (0)
地縁による団体 (自治会、町内会等)	905 (806)	368 (350)	5 (8)	- (1)	48 (42)	18 (18)	9 (9)	433 (347)	4 (4)	20 (27)
一般社団法人・一般財団法人 (公益法人を含む。)	5,624 (5,648)	313 (287)	60 (55)	150 (128)	513 (523)	133 (143)	40 (37)	3,809 (3,888)	545 (539)	61 (48)
会社	4,993 (4,551)	120 (101)	485 (381)	41 (41)	246 (236)	107 (106)	11 (11)	3,622 (3,350)	330 (304)	31 (21)
NPO	1,608 (1,544)	43 (42)	45 (40)	6 (6)	87 (87)	56 (51)	20 (19)	1,290 (1,233)	52 (57)	9 (9)
その他	2,579 (2,633)	532 (523)	35 (32)	7 (7)	196 (192)	48 (49)	17 (18)	1,630 (1,701)	81 (95)	33 (16)

- (注) 1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体を管理者として指定している場合をいう。
2. () 内は平成27年度調査の数値である。

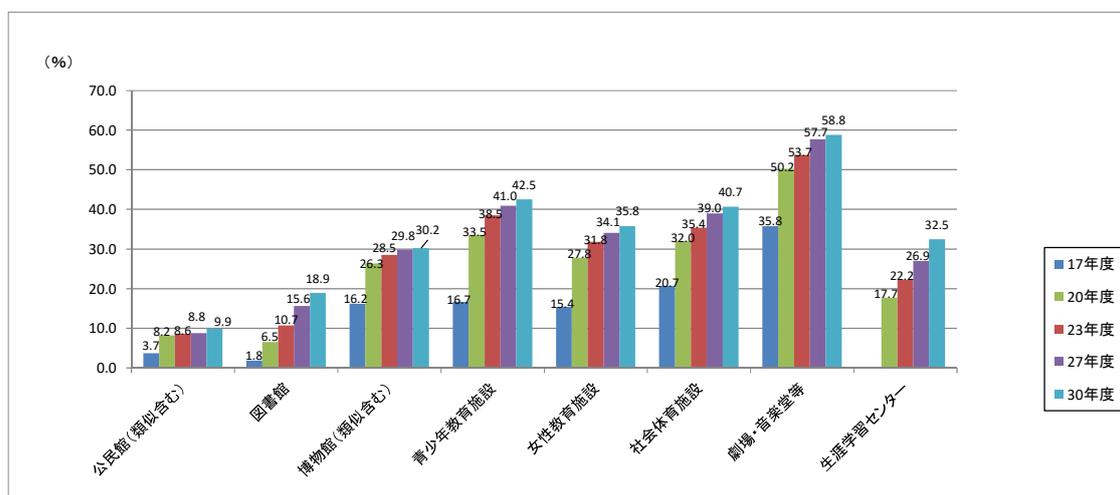
■指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(※)を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。(地方自治法第244条、第244条の2参照)

(※)法人その他の団体とは、株式会社などの民間営利事業者やNPO法人、その他の団体などのことであり、指定を受ける者に制限はない。

(参考) 指定管理者制度導入施設の割合の推移

全ての施設において、指定管理者制度導入施設の割合は増加している。



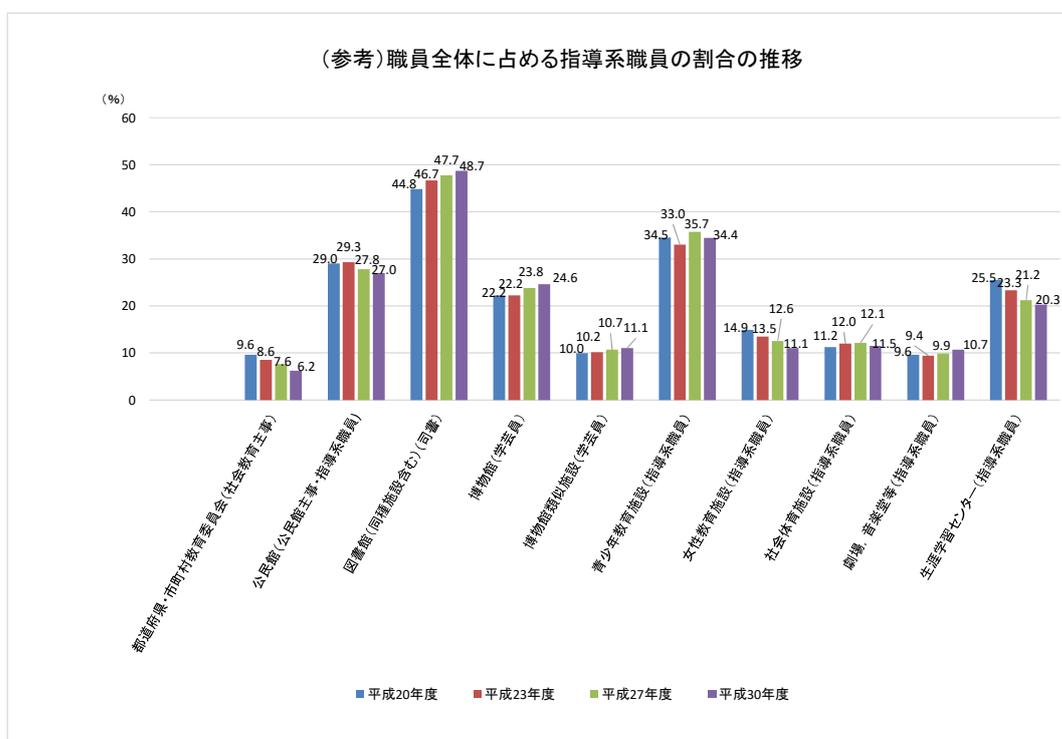
2 指導系職員の推移

図書館の司書、博物館の学芸員のほか、社会体育施設や劇場、音楽堂等の指導系職員の総数は増加を続けており、過去最多。

表4 指導系職員の状況

施設等区分 指導者等区分	(人)										
	計	都道府県・市町村教育委員会	公民館(類似施設含む)	図書館(同種施設含む)	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場、音楽堂等	生涯学習センター
		社会教育主事	公民館主事(指導系職員)	司書	学芸員	学芸員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員
平成14年度	54,353	5,383	18,591	10,977	3,393	2,243	2,921	290	8,963	1,592	…
平成17年度	55,449	4,119	17,805	12,781	3,827	2,397	2,961	263	9,599	1,697	…
平成20年度	58,810	3,004	15,420	14,596	3,990	2,796	2,974	478	12,743	1,928	881
平成23年度	62,407	2,518	14,454	16,923	4,396	2,897	2,746	417	15,286	1,879	891
平成27年度	65,102	2,048	13,275	19,015	4,738	3,083	2,852	445	16,742	2,045	859
平成30年度	66,455	1,679	12,306	20,132	5,035	3,371	2,798	455	17,636	2,163	880

(注) 1. 社会教育主事には、派遣社会教育主事(都道府県がその事務局の職員を社会教育主事として、市町村に派遣している職員(実数))を含み、さらに平成27年度調査以降は課長のうち併せて社会教育主事の発令をされている者を含む。



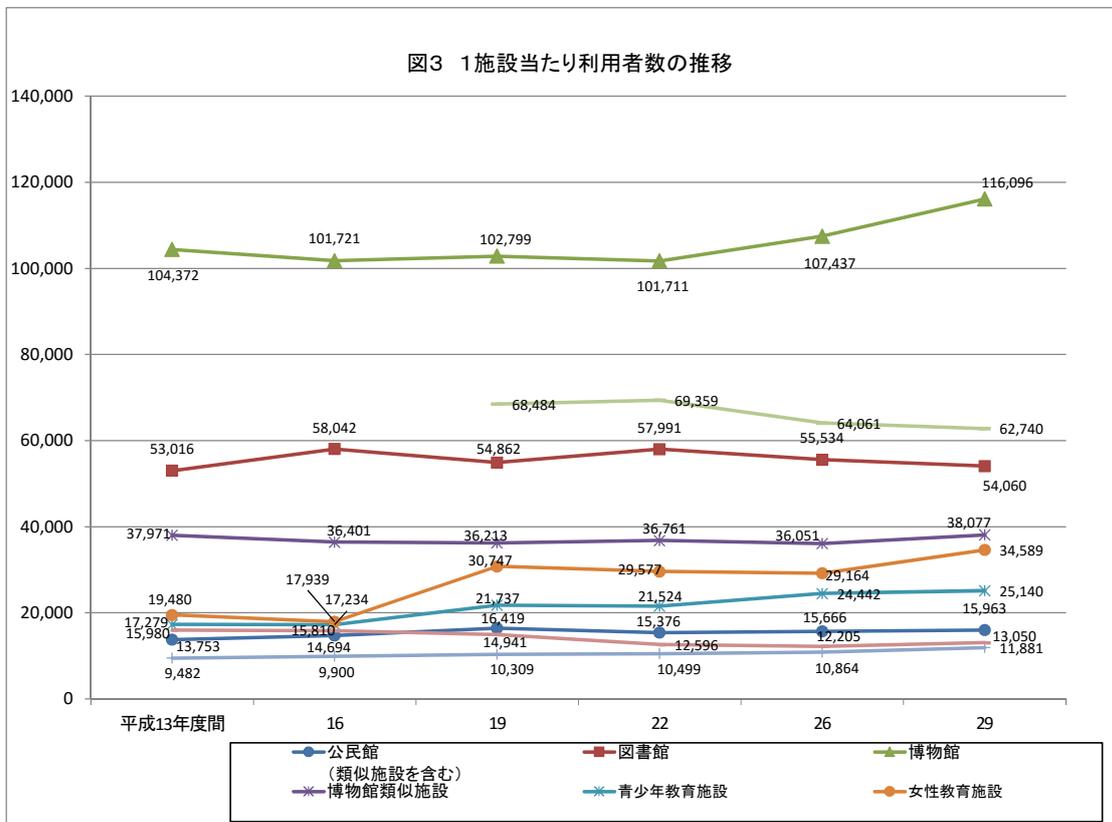
3 1施設当たりの利用者数の推移

社会教育施設の1施設当たり利用者数は、博物館、青少年教育施設で増加傾向。

表5 1施設当たりの利用者数

	公民館 (類似施設を含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場、音楽堂等	生涯学習センター
平成13年度間	13,753	53,016	104,372	37,971	17,279	19,480	9,482	15,980	
16	14,694	58,042	101,721	36,401	17,234	17,939	9,900	15,810	
19	16,419	54,862	102,799	36,213	21,737	30,747	10,309	14,941	68,484
22	15,376	57,991	101,711	36,761	21,524	29,577	10,499	12,596	69,359
26	15,666	55,534	107,437	36,051	24,442	29,164	10,864	12,205	64,061
29	15,963	54,060	116,096	38,077	25,140	34,589	11,881	13,050	62,740
平成26年度間からの増減数	297	△ 1,474	8,659	2,026	698	5,425	1,017	845	△ 1,321
平成26年度間からの増減率(%)	1.9	△ 2.7	8.1	5.6	2.9	18.6	9.4	6.9	△ 2.1

- (注) 1. 利用者数は、公民館は「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+利用者数(会議室等の貸出しを受けた団体の延べ人数)」, 図書館は「諸集会の参加者数+帯出者数(図書を借りた延べ人数)」, 博物館、博物館類似施設は「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+入館者数」, 社会体育施設は「諸集会の参加者数+利用者数の延べ人数(陸上競技場、野球場・ソフトボール場、多目的運動場、水泳プール(屋内・屋外)、レジャープール、体育館のみ)」, 劇場、音楽堂等は「学級・講座の受講者数+ホールの入館者数」, 生涯学習センターは「学級・講座の受講者数+諸集会の参加者数+利用者数(会議室等の貸出しを受けた団体の延べ人数)」である。
2. 1施設当たりの利用者数は、利用者数を施設数で除した値である。



4 図書館の国民1人当たり貸出冊数・貸出回数

前回調査と比較して、国民1人当たりの貸出冊数及び貸出回数は横ばいとなっている。

表6 国民1人当たり貸出冊数・貸出回数

	貸出冊数	帯出者数	国民1人当たりの貸出冊数	国民1人当たりの貸出回数
平成13年度間	520,822,278	143,099,696	4.1	1.1
平成16年度間	580,726,256	170,611,404	4.5	1.3
平成19年度間	631,872,611	171,355,117	4.9	1.3
平成22年度間	682,343,518	187,562,478	5.3	1.5
平成26年度間	662,157,262	181,363,743	5.2	1.4
平成29年度間	653,788,544	177,898,626	5.2	1.4

(注)

$$\text{国民1人当たりの貸出冊数} = \frac{\text{貸出冊数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

$$\text{国民1人当たりの貸出回数} = \frac{\text{帯出者数の総数}}{\text{総務省統計局の「各年10月1日現在推計人口(総人口)」}}$$

